

男鹿市告示第 4 7 号

男鹿産米ふるさと納税返礼品出品力強化支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 4 月 1 日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿産米ふるさと納税返礼品出品力強化支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

男鹿産米ふるさと納税返礼品出品力強化支援事業費補助金交付要綱（令和 7 年男鹿市告示第 9 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（補助対象者） 第 2 条 補助金の交付対象者は、男鹿市内に住所又は事務所を有する生産者等で、申請の日の属する年度の末日までに対象事業が完了する者のうち、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者とする。	（補助対象者） 第 2 条 補助金の交付対象者は、男鹿市内に住所又は事務所を有する生産者等で、申請の日の属する年度の末日までに対象事業が完了する者のうち、次の各号の<u>いずれにも</u>該当する者とする。

改正後	改正前
(1) 補助金交付後３年間、ふるさと納税返礼品として３トン／年（精米ベース）以上<u>（以下「年間最低供給可能数量」という。）</u>を出品できる者 (2) <u>前年度に本補助金を活用した生産者等について</u> <u>は、前年度の年間最低供給可能数量に本年度分の年間最低供給可能数量を上乗せした数量を出品できる者</u>	(1) <u>ふるさと納税返礼品として男鹿産米を出品中又は出品に意欲がある者</u> (2) 補助金交付後３年間、ふるさと納税返礼品として３トン／年（精米ベース）以上を出品できる者
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この告示は、令和８年４月１日から施行する。